

平成27年9月11日招集

平成27年 第3回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第89号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）	1
議案第90号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）	3
議案第91号	佐渡市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第92号	佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第93号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第94号	佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第95号	佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第96号	佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第97号	平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について	19
議案第98号	平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	19
議案第99号	平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	19

議案第100号	平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 (第1号)について	19
議案第101号	平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算 (第1号)について	19
議案第102号	平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第 1号)について	19
議案第103号	平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算 (第1号)について	19
議案第104号	平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予 算(第1号)について	19
議案第105号	平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算(第1 号)について	19
議案第106号	平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算(第1 号)について	19

議案第89号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計
補正予算（第3号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

平成27年9月11日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第8号

専決処分書

平成27年度佐渡市一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年8月10日

佐渡市長

甲斐 元也

(予算書別紙添付)

議案第90号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計
補正予算（第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

平成27年9月11日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第9号

専決処分書

平成27年度佐渡市一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年8月17日

佐渡市長

甲斐 元也

(予算書別紙添付)

議案第91号

佐渡市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月11日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の再任用に関する条例（平成16年佐渡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

議案第92号

佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月11日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市個人情報保護条例（平成19年佐渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「公文書をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第8条第1項中「行わ」を「、かつ、その取得の目的をできる限り特定し」に改める。

第9条第1項中「取得するときは、」の次に「前条第1項の規定により特定された」を、「取得の目的」の次に「（以下「取得の目的」という。）」を加える。

第11条の見出し中「利用」を「保有個人情報の利用」に改め、同条第1項中「第7条第1項又は第3項の規定により登録された業務に係る」を削り、「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「当該業務」を「取得」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）

第11条の2 実施機関は、保有特定個人情報について、取得の目的以外の目的のために当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報について、取得の目的以外の目的のために当該実施機

関内において利用することができる。

- 3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第17条第1項第1号中「第9条」の次に「第1項」を加え、「又は第11条」を「第11条第1項若しくは第11条の2第1項及び第2項」に改め、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「又は第12条」を「第1項、第11条の2第3項又は第12条」に改める。

第18条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次項及び第24条第3項において同じ。）」を加え、同条第3項中「提示し」の次に「、又は提出し」を加える。

第37条第1項に次のただし書を加える。

ただし、保有特定個人情報の開示の手続については、この限りでない。

- 第2条 佐渡市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第11条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第17条第1項中「自己情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第25条中「開示に係るもの」の次に「及び情報提供等記録の訂正に係るもの」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第93号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月11日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例

佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表全般の表14の項中「住民基本台帳カード交付手数料」を「個人番号カード再交付手数料」に、「500円」を「800円」に改め、同表28の項を29の項とし、15の項から27の項までを1項ずつ繰り下げ、14の項の次に次のように加える。

15	個人番号の通知カード再交付手数料	1枚につき	500円
----	------------------	-------	------

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

別表全般の表28の項を29の項とし、15の項から27の項までを1項ずつ繰り下げ、14の項の次に次のように加える改正規定 平成27年10月5日

別表全般の表14の項の改正規定 平成28年1月1日

議案第94号

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月11日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市簡易水道事業給水条例(平成16年佐渡市条例第295号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1合併前の両津市簡易水道事業の給水区域の表の の表中「及び両津大川簡易水道」を「、両津大川簡易水道及び鷺崎簡易水道」に改め、同表の の表中鷺崎簡易水道の項を削る。

第2条 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表第2の1合併前の両津市簡易水道事業の給水区域の表の の表中「及び鷺崎簡易水道」を「、鷺崎簡易水道及び水津簡易水道」に改め、同表の の表中水津簡易水道の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成27年10月1日から、第2条の規定は同年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の改正規定は、平成27年11月分の料金から適用し、同年10月分までについては、なお従前の例による。

3 第2条の改正規定は、平成27年12月分の料金から適用し、同年11月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第95号

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月11日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例

佐渡市学校給食センター条例(平成16年佐渡市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条の表両津学校給食センターの項中「佐渡市梅津2314番地2」を「佐渡市住吉281番地2」に改め、同表畑野学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第96号

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月11日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年佐
渡市条例第307号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,014人」を「1,900人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

- 議案第97号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第98号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第99号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第100号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第101号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第102号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第103号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第104号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第105号 平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第106号 平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。